

平成27年8月7日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター
所長 高橋 秀孝

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

平成27年3月27日付けで提出しました「独立行政法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の平成27年8月1日施行に伴う修正及び平成27年8月1日付け人事異動による変更に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

・「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

読み替え前（平成 27 年 4 月 1 日以降適用）			読み替え後（平成 27 年 8 月 1 日以降適用）			理由
別表 2-1-1 原子力防災要員の職務と配置			別表 2-1-1 原子力防災要員の職務と配置			
原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣、原子力規制及び原子力委員会（原子力事業所外運搬に係る特定事象にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	ふげん構内	情報班長（技術開発部長） 対外対応班長（安全品質管理課長） 他 2 名（安全品質管理課員）	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣、原子力規制及び原子力委員会（原子力事業所外運搬に係る特定事象にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	ふげん構内	情報班長（技術開発部長） 対外対応班長（安全品質管理課長） 他 2 名（安全品質管理課員）	
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	ふげん構内又は原子力防災センター	副本部長（副所長） 本部員（技術調査課長） 他 2 名（技術開発課員）	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	ふげん構内又は原子力防災センター	副本部長（副所長） 本部員（技術調査課長） 他 2 名（技術開発課員）	
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長（業務管理部広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理（業務管理部広報課長代理） 他 2 名（業務管理部員）	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長（業務管理部広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理（業務管理部広報課長代理） 他 2 名（業務管理部員）	
ふげん構内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	ふげん構内又は原子力防災センター	放射線管理班長（環境管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長） 他 2 名（環境管理課員、環境監視課員）	ふげん構内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	ふげん構内又は原子力防災センター	放射線管理班長（環境管理課長） 放射線管理班長（環境監視課長） 他 2 名（環境管理課員、環境監視課員）	
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	ふげん構内	施設班長（開発実証課長） 施設班長代理（開発実証課長代理） 他 2 名（開発実証課員）	原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	ふげん構内	施設班長（開発実証課長） 施設班長代理（開発実証課長代理） 他 2 名（開発実証課員）	
防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	ふげん構内	補修班長（設備保全課長） 補修班長代理（設備保全課長代理） 他 2 名（設備保全課員）	防災に関する施設設備の整備及び点検並びに応急の復旧	ふげん構内	補修班長（設備保全課長） 補修班長代理（設備保全課長代理） 他 2 名（設備保全課員）	
放射性物質による汚染の除去	ふげん構内又は原子力防災センター	放射線管理班長（環境管理課長） 放射線管理班長代理（環境管理課長代理） 他 2 名（環境管理課員）	放射性物質による汚染の除去	ふげん構内又は原子力防災センター	放射線管理班長（環境管理課長） 放射線管理班長代理（環境管理課長代理） 他 2 名（環境管理課員）	
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	ふげん構内	総務班長（管理課長） 総務班長代理（ <u>管理課主査</u> ） 他 2 名（管理課員）	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	ふげん構内	総務班長（管理課長） 総務班長代理（ <u>管理課長代理</u> ） 他 2 名（管理課員）	
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	ふげん構内又は敦賀事業本部事務所	資材班長（計画管理課長） 敦賀対策本部資材調達班長（業務管理部調達課長） 他 2 名（業務管理部経理課員、調達課員）	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	ふげん構内又は敦賀事業本部事務所	資材班長（計画管理課長） 敦賀対策本部資材調達班長（業務管理部調達課長） 他 2 名（業務管理部経理課員、調達課員）	
ふげん構内の警備及びふげん構内における従業者等の避難誘導	ふげん構内	総務班長（管理課長） 総務班長代理（ <u>管理課主査</u> ） 他 2 名（管理課員）	ふげん構内の警備及びふげん構内における従業者等の避難誘導	ふげん構内	総務班長（管理課長） 総務班長代理（ <u>管理課長代理</u> ） 他 2 名（管理課員）	人事異動に伴う変更 (以下、本頁において同じ)

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.2

読み替え前（平成 27 年 4 月 1 日以降適用）

読み替え後（平成 27 年 8 月 1 日以降適用）

理由

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE 06	規則 第7条 第1項 第2号	<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。	・核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
冷やす	SE 26	規則 第7条 妻中 ▲- (1)	<全交流電源の 5 分以上喪失(旧基準炉) > 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	・非常用ディーゼル発電機、275 kV 敷質 1 号線、2 号線、又は 77 kV 立石線から受電できなくなり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	SE 27	規則 第7条 妻中 ▲- (2)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	・非常用直流母線が一となり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	SE 30	規則 第7条 妻中 ▲- (3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。	・「液位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が 9m 以下となった場合をいう。 ・「液位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。
	SE 51	規則 第7条 妻中 ▲- (4)	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・「使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認された場合とする。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、使用済燃料貯蔵プールの状態を監視する盤において、表示灯の消灯並びに指示計の動作停止が起きたこと、又は警報が消灯したことによりその盤が使用できない場合をいう。
その他荷役	SE 52	規則 第7条 妻中 ▲- (5)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・所内又は所外への設備的に異なる公衆回線、衛星電話回線のすべての設備が使用不能になることをいう。
	SE 53	規則 第7条 妻中 ▲- (6)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等（※）の機能の一部が喪失すること。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災、溢水により、使用済燃料貯蔵プールに要求される「貯蔵機能」「未臨界維持機能」「遮へい機能」のいずれかが喪失した場合をいう。 ・「火災」とは、センターの敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ・「溢水」とは、センター内に施設される設備や機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。	・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災、溢水により、使用済燃料貯蔵プールに要求される「貯蔵機能」「未臨界維持機能」「遮へい機能」のいずれかが喪失した場合をいう。 ・「火災」とは、センターの敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ・「溢水」とは、センター内に施設される設備や機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE 06	規則 第7条 第1項 第2号	<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。	・核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
	SE 26	規則 第7条 妻中 ▲- (1)	<全交流電源の 5 分以上喪失(旧基準炉) > 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	・非常用ディーゼル発電機、275 kV 敷質 1 号線、2 号線、又は 77 kV 立石線から受電できなくなり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	SE 27	規則 第7条 妻中 ▲- (2)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	・非常用直流母線が一となり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。
	SE 30	規則 第7条 妻中 ▲- (3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できること。	・「液位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が 9m 以下となった場合をいう。 ・「液位を測定できない」とは、直接的または間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。
その他荷役	SE 51	規則 第7条 妻中 ▲- (4)	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・「使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認された場合とする。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、使用済燃料貯蔵プールの状態を監視する盤において、表示灯の消灯並びに指示計の動作停止が起きたこと、又は警報が消灯したことによりその盤が使用できない場合をいう。
	SE 52	規則 第7条 妻中 ▲- (5)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・所内又は所外への設備的に異なる公衆回線、衛星電話回線のすべての設備が使用不能になることをいう。
	SE 53	規則 第7条 妻中 ▲- (6)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等（※）の機能の一部が喪失すること。	・「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災、溢水により、使用済燃料貯蔵プールに要求される「貯蔵機能」「未臨界維持機能」「遮へい機能」のいずれかが喪失した場合をいう。 ・「火災」とは、センターの敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 ・「溢水」とは、センター内に施設される設備や機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。

「通報事象等規則」の平成 27 年 8 月 1 日施行に伴う修正
(以下、本頁において同じ)

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.3

読み替え前（平成 27 年 4 月 1 日以降適用）					読み替え後（平成 27 年 8 月 1 日以降適用）					理由		
別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (4/4)					別表 3-1-15 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (4/4)							
EAL 区分	EAL 番号	政令又は規則	EAL 事象	説明	EAL 区分	EAL 番号	政令又は規則	EAL 事象	説明			
その他脅威	S E 5 4	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号 又は 第 4 号	＜特定事象にかかる緊急事態の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、原災法施行令に基づき、G E 0 6～G E 5 5 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。	その他脅威	S E 5 4	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号 又は 第 4 号	＜特定事象にかかる緊急事態の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、原災法施行令に基づき、G E 0 6～G E 5 5 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。	「通報事象等規則」の平成 27 年 8 月 1 日施行に伴う修正		
	S E 5 5	規則 第 7 条 表中 <u>△</u> -(7)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な発生事象＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部から自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると防災管理者が判断した事象をいう。		S E 5 5	規則 第 7 条 表中 <u>△</u> -(7)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な発生事象＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部から自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると防災管理者が判断した事象をいう。			
事業所外運搬	X S E 6 1	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	＜事業所外運搬での放射線量の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サベイメータ	事業所外運搬	X S E 6 1	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	＜事業所外運搬での放射線量の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 マイクロシーベルト／時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サベイメータ	「通報事象等規則」の平成 27 年 8 月 1 日施行に伴う修正		
	X S E 6 2	省令 第 3 条	＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 3 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サベイメータ		X S E 6 2	省令 第 3 条	＜事業所外運搬での放射性物質の漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 3 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サベイメータ			
	X S E 6 3	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号 又は 第 4 号	＜事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、X G E 6 1～X G E 6 2 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。		X S E 6 3	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号 又は 第 4 号	＜事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生＞ 原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。	・この基準は、X G E 6 1～X G E 6 2 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。			
(※) 「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3-1-16 に示す。												
本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。 法：原災法 政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号) 規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号) 省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令 (平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号)												
(※) 「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3-1-16 に示す。												
本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。 法：原災法 政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号) 規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号) 省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令 (平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号)												
- 18 -					- 18 -							

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.4

読み替え前（平成 27 年 4 月 1 日以降適用）					読み替え後（平成 27 年 8 月 1 日以降適用）					理由
別表 3-3-20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (2/3)					別表 3-3-20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (2/3)					
EAL区分 EAL番号 政令又は規則 EAL事象 説明					EAL区分 EAL番号 政令又は規則 EAL事象 説明					
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 □ 当該場所におけるその放射能水準が 500 マイクロシーベルト／時の放射線量に相当するものとして規則第 20 条で定める基準(規則第 6 条第 2 項で定める基準の 100 倍)以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> 「規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。 「その放射能水準が 500 マイクロシーベルト／時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 500 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「規則第 6 条第 2 項で定める基準の 100 倍以上の放射性物質の検出」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の 5000 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の 5000 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき 	放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 □ 当該場所におけるその放射能水準が 500 マイクロシーベルト／時の放射線量に相当するものとして規則第 20 条で定める基準(規則第 6 条第 2 項で定める基準の 100 倍)以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> 「規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。 「その放射能水準が 500 マイクロシーベルト／時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 500 マイクロシーベルト／時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「規則第 6 条第 2 項で定める基準の 100 倍以上の放射性物質の検出」とは、以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の 5000 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空気中濃度限度の 5000 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき 	
	GE06	政令第6条第4項第3号	<施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。		GE06	政令第6条第4項第3号	<施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	<ul style="list-style-type: none"> 「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。 	
冷やす	GE26	規則第14条表中△-(1)	<全交流電源の 30 分以上の喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。	・非常用ディーゼル発電機、275kV 敷設 1 号線、2 号線、又は 77kV 立石線からの受電ができないなり、その状態が 30 分以上継続すること。	冷やす	GE26	規則第14条表中ト-(1)	<全交流電源の 30 分以上の喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機、275kV 敷設 1 号線、2 号線、又は 77kV 立石線からの受電ができないなり、その状態が 30 分以上継続すること。 	
	GE27	規則第14条表中△-(2)	<全直流電源の 5 分以上の喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	・すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。		GE27	規則第14条表中ト-(2)	<全直流電源の 5 分以上の喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が 5 分以上継続する場合をいう。 	
	GE30	規則第14条表中△-(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	<ul style="list-style-type: none"> 「燃料集合体頂部より上方 2 m の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が 7m 以下となるか、水位の低下によって、エリアモニタ指示が上昇し、現場で水位を確認できない場合をいう。 「水位を確認できない」とは、直接的または間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。 		GE30	規則第14条表中ト-(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料集合体頂部より上方 2 m の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水の漏えいが確認され、プールへの水の補給を行なった場合であっても水位が 7m 以下となるか、水位の低下によって、エリアモニタ指示が上昇し、現場で水位を確認できない場合をいう。 ・「水位を確認できない」とは、直接的または間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。 	
別表 3-3-20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (3/3)					別表 3-3-20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (3/3)					「通報事象等規則」の平成 27 年 8 月 1 日施行に伴う修正 (以下、本頁において同じ)

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.5

読み替え前（平成 27 年 4 月 1 日以降適用）					読み替え後（平成 27 年 8 月 1 日以降適用）					理由	
別表 3-3-20 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (3/3)											
その他脅威	EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明	その他脅威	EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
	G E 5 1	規則 第 14 条 表中 △- (4)	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉の運転を終了しており、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	原子炉の運転を終了しており、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。		G E 5 1	規則 第 14 条 表中 △- (4)	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	原子炉の運転を終了しており、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
事業所外運搬	X G E 6 1	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10 ミリシーベルト／時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用カーディタ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。	事業所外運搬	X G E 6 1	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10 ミリシーベルト／時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用カーディタ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。
	X G E 6 2	省令 第 4 条	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 4 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度カーディタ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。		X G E 6 2	省令 第 4 条	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 4 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度カーディタ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。
本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。 法：原災法 政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号） 規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号） 省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令 （平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）											
本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。 法：原災法 政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号） 規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号） 省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令 （平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）											